

申告書の書き方

1 収入金額等、2 所得金額について

1 ア	「営業等」…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工、漁業などの事業から生ずる金額です。
2 ①	「農業」…野菜、果樹などの栽培、農産物の生産、農家が兼営する家畜、家きんなどの飼育、酪農物の生産などの事業から生ずる金額です。
1 イ	「不動産」…貸家、アパート、貸宅地、小作料などの家賃や地代による金額です。
2 ③	「利子」…公社債及び預貯金の利子などの金額です。
1 ウ	「配当」…利益の配当、剰余金の分配、特定株式の収益の分配、私募証券投資信託の収益の分配、一般外貨建証券投資信託の収益の分配などの金額です。
2 ④	「」

1 カ	「給与」…給料、賃金、賞与などの金額です。また、農閑期等を利用して勤めに出た人の賃金も「給与」に入ります。勤務先から「令和5年分給与所得の源泉徴収票」をもらった人は、申告書に添付してください。
2 ⑥	※ 2 ⑥は所得金額調整控除後の金額を書いてください。

1キ	「雑(公的年金等)」…年金、恩給、国民年金、厚生年金、
2⑦	公務員の共済年金などの公的年金の金額です。

1ヶ 「雑(業務)」…原稿料、講演料またはネットオークション
2(8) などを利用した個人取引などの金額です。

「雑(その他)」…生命保険の年金(個人年金保険),互助年金など他の所得に当てはまらない金額です。

「総合譲渡」…機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、書画、こつとう、貴金属などの資産の譲渡による金額で

2(1) 譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年をこえるものは「長期」となります。
土地、建物などの譲渡所得がある場合は『分離課税等用の申告書』を併せてご利用ください。

「一時」…懸賞の賞品、生命保険金など一時的な性質の金額です。

※公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表については、裏面もご覧ください。

3, 4 所得から差し引かれる金額について

⑬ 「社会保険料控除」…健康保険料、国民健康保険料(税)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、雇用保険の労働保険料、厚生年金保険料などです。

⑭ 「小規模企業共済等掛金控除」…令和5年中に支払った、中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約を除く）に基づく掛金、企業型（個人型）年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金が控除されます。（証明書が必要です。ただし、給与所得者で年末調整の際に給与所得から控除を受けた掛金については必要ありません。）

⑯ 「生命保険料控除」…次のものが該当し、生命保険料と個人年金保険料は平成23年12月31日までに保険会社等と保険契約を締結したもの（旧契約）と、平成24年1月1日以後に締結したもの（新契約）で控除額が異なります。

- ・生命保険料：生命保険、簡易保険、農協の生命共済などです。
- ・個人年金保険料：年金の給付を目的とする個人年金保険契約に基づいて所得者本人が支払った保険料です。
- ・介護医療保険料：介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする契約等に基づいて支払った保険料です。
- ・旧契約の生命保険料は1契約が9,000円を超えるもの、それ以外の保険料は全てのものについて支払った旨の証明書が必要です。

	支払金額	控除額	支払金額	控除額
新 契 約	12,000円以下のとき	全額	15,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	56,000円超のとき	28,000円	70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

この「書き方」は、申告書の様式にしたがって一般的なことがらについて説明しておりますので、記載例とあわせてお読みください。
おわかりにならない点がありましたら、担当主管課まで、お問い合わせください。

令和6年度市町村民税・県民税の申告について

令和6年度の申告書を提出していただく時期になりました。この申告書は、市町村民税・県民税を計算する資料になりますので申告書を記入するときはこの「申告書の書き方」をよくお読みになって記入してください。

●申告しなければならない方。

令和6年1月1日現在に当該市町村に住所のある人で

- (1) 令和5年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの各種所得があった場合です。
- (2) 給与所得者は通常の場合は申告する必要はありませんが、つぎのような場合は申告してください。
 - (イ) 給与所得のほかに「地代、家賃、配当、農業」等給与以外の所得がある場合。
 - (ロ) 給与所得のみの人でも事業主が「給与支払報告書」を提出しない場合。
 - (ハ) 雑損控除および医療費控除をうけようとする場合。

●所得税(国税)の確定申告書を提出した方は、市町村民税・県民税および事業税の申告をする必要はありません。

※給与所得者で確定申告をしなければならない人

給与所得者は大部分の人は申告する必要はありません。しかし、令和5年分の各種の所得金額の合計額から配偶者、扶養、基礎控除およびその他の所得控除を差引き、その金額を基として算出した税額が配当控除および年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除よりも多い人で次のいずれかにあたる人は申告をしなければなりません。

- (イ) 令和5年分の給与の収入金額が2,000万円をこえる人。
- (ロ) 給与所得者で給与以外の各種所得金額の合計額が20万円をこえる人。
- (ハ) 同族会社の役員やその他の親族などで、その会社から受け取る給与のほかに貸付金の利子および不動産の貸付料等の収入のある人。

●市町村民税・県民税(住民税)の申告をした方は事業税の申告をする必要はありません。

●寄附金税額控除を受けるには、前年中に行なった寄附金について、寄附先から発行された領収書等を添付して、税務署に所得税の確定申告をしてください。

なお、所得税の確定申告を行なった場合は、あらためて市町村民税・県民税の申告をする必要はありません。また、市町村民税・県民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、寄附先から発行された領収書等を添付して市町村へ申告してください。

●申告をしないと雑損、医療費、社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等)、生命保険料、地震保険料などの所得控除が受けられない場合があります。

●雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除については「領収書または証明書」などの提示をしてください。なお、国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払いをした旨を証する書類を添付又は提示してください。

●申告に際しては、マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード(住所・氏名に変更がないか、正しく変更手続きが行われているものに限る)もしくはマイナンバーが記載された住民票の写し等と運転免許証等顔写真付身分証明書を持参の上、所得者本人が申告受付にきてください。

やむをえず代理の方が申告にみえる場合は所得が証明できるよう収入金額や必要経費など必要事項を申告書へ記入してきてください。

○公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(税込) A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和34年1月2日以後に生まれた方 (65歳未満)	~1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000~7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000~9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上)	~3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000~7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000~9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

○給与の所得額算出表

給与等の収入金額(税込) A	給与の金額
~ 550,999円	0円
551,000~1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000~1,619,999円	1,069,000円
1,620,000~1,621,999円	1,070,000円
1,622,000~1,623,999円	1,072,000円
1,624,000~1,627,999円	1,074,000円
1,628,000~1,799,999円	$B \times 2.4 + 100,000\text{円}$
1,800,000~3,599,999円	$A \div 4$ (千円未満の端数切捨て) $B \times 2.8 - 80,000\text{円}$
3,600,000~6,599,999円	$B \times 3.2 - 440,000\text{円}$
6,600,000~8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000\text{円}$
8,500,000円以上	A - 1,950,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

○所得金額調整控除

次の(1)(2)のいずれか、または両方に該当する場合、それぞれの算式により計算した金額の合計(C+D)を給与の所得額算出表で算出した金額から控除します。

- (1)給与等の収入金額が850万円を超えており、以下のいずれかに該当する人
 - ・申告者自身が特別障害者に該当する
 - ・同一生計配偶者または扶養親族のいずれかが特別障害者
 - ・23歳未満の扶養親族がいる
 (給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1 … C
- (2)給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える人
 給与所得控除後の給与等の金額(A) + 公的年金等の雑所得の金額(B) - 10万円 … D
 ※10万円超の場合は10万円

※(1)で計算したCの金額がある場合で、次のいずれかに該当する人がいるときは、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に、それらの人の氏名等を記入してください。

- ・控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の対象とならない特別障害者又は23歳未満の扶養親族がいる
- ・他の人の扶養親族とされている配偶者(特別)控除の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者に該当する人がいる

○所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除額		
⑯寡 婦	260,000円		
⑰ひとり親	300,000円		
⑲勤労学生	260,000円		
⑳障 害 者	特別障害者 300,000円、同居特別障害者 530,000円 その他の障害者 260,000円		
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
㉑配偶者	一般 330,000円 老人 380,000円	220,000円 260,000円	110,000円 130,000円
配偶者の合計所得	控除額		
480,001~950,000円	330,000円	220,000円	110,000円
950,001~1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001~1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001~1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001~1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001~1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001~1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001~1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001~1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
扶養控除額			
㉒扶 养	一般の扶養親族 330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 同居老親等以外の者 380,000円 同居老親等 450,000円		
㉓基 礎	納税者本人の所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円		
㉔雜 損	A 実質損失額—総所得金額等の合計額×10% B 実質損失額のうち災害関連支出の金額—5万円 上記A・Bのいずれか多い金額		
㉕医療費	医療費の実質負担額—総所得金額等×5% (ただし、100,000円を超える場合には、100,000円) 医療費控除の特例の適用を受ける場合には、特定一般用医薬品等購入費—12,000円 (ただし、88,000円を超える場合には、88,000円)		

申告書の提出期限は
3月15日です